

様式第7号（第12条関係）

※受理年月日	福岡県 中小振
※受理番号	-7.7.29
※備考	第 号

意見書

令和7年7月23日

福岡県知事 様

荏田町長 遠 田 孝



令和7年6月16日付け7中小振第457号－4で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ 荏田店
福岡県京都郡荏田町幸町6番7号

2 意見

① 交通対策

- ・届出のあった所在地周辺は荏田町立中学校の通学路として利用されているので、生徒の通学時間中は、工事車両の運行に十分注意してください。
- ・大型車両を使用する際は、必要に応じて誘導員を配置し、安全を確保してください。

② 騒音対策

- ・店舗について、騒音規制法の規制対象外ではありますが、作業等により発生する騒音については、低減に努めてください。苦情が発生した場合には、誠意ある対応をお願いします。
- ・届出書に記載以外の設備を導入する際に、騒音規制法の特定施設に該当する場合は、届出等に遺漏のないよう留意してください。

③ 廃棄物対策

- ・当該店舗について、荏田町はごみを収集しないため、ごみ集積所の設置については特に定めません。
- ・当該店舗の設置者または周辺の生活環境保持のための監督・責任者は、ごみ処理が適正に行われるよう指導してください。

④ 街づくり等

- ・変更届出書7ページ4(2)経路等を来店者に知らせる方法の表中、「店舗敷地内に案内看板を設置し、誘導する。」とありますが、案内看板の表示内容によっては福岡県屋外広告物条例及び関係法令に規定されている「屋外広告物」に該当する可能性があります。(要協議。(担当：苅田町都市計画課))